



事業ごみの分別区分について

◎ご不明なことがあれば、お気軽にお問合せください。
佐賀市清掃工場 ☎0952-30-2430 (月曜～金曜 8時30分～17時)

佐賀市清掃工場で受入れできる廃棄物

事業系一般廃棄物

可燃ごみ

資源化できない紙類

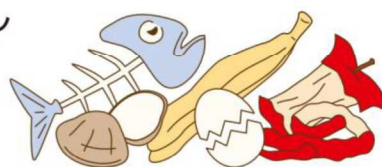
- 汚れた紙
- においのついた紙
- 粘着性のあるもの (付箋紙、シールなど)
- 油がついた紙
- カーボン紙
- 圧着はがき
- ガムテープ
- ティッシュペーパー
- おむつ
- 紙パック



(500ml 未満・内側が銀色のもの) など

生ごみ

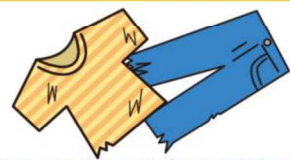
- 食品の食べ残り
- 売れ残り
- 調理くず
- 貝殻
- 茶がら
- コーヒーがら など



※食品製造で出た廃棄物は産業廃棄物になるので、受入れできません。

布類

- 汚れた服 (天然繊維)
- タオル
- 軍手 など



※合成繊維は廃プラスチック類になり、産業廃棄物になるので、受入れできません。

木くず・草

- 割りばし
- 竹串
- 木製品
- 剪定くず
- 草 など



※受入れできる剪定くずは長さ1m、太さ10cm以内です。

事業系一般廃棄物

古紙類

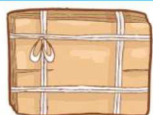
焼却ではなくリサイクル

※古紙類は古紙業者でも受入れ可能です。

新聞



ダンボール



雑誌



紙パック



※500ml以上のもの、内側がアルミでないもの

オフィスペーパー



コピー用紙



紙箱・紙筒



名刺・メモ紙



包装紙・はがき・封筒・チラシ・DMなど



機密文書

シュレッダー紙 (名刺サイズより小さい紙)

禁忌品

古紙に混ぜてはいけないもの (分別に従い処分してください)

◆資源化できない紙

- ノーカーボン紙 (裏に色がついていない複写用紙)
- 感熱紙 (レシート、FAX用紙など)
- インクジェット紙 (写真など)
- シールの台紙

※その他可燃ごみの一覧参照

◆紙類以外のもの

- ホッチキス、クリップ、付箋紙、インデックス
- 輪ゴム、とじひも
- 各種ファイルの金具
- プラスチック製のファイル
- ガムテープ、ビニールテープ など



産業廃棄物

不燃ごみ

一部受入れ

金属類

- スチール製の棚
- スチール製の机
- バインダーの金具
- 金属製の看板 など

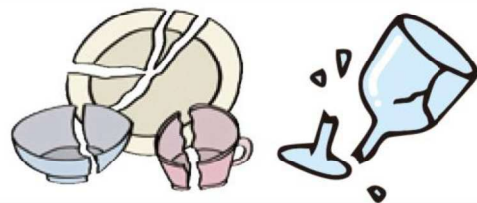


ビン・缶類

- 飲料用のビン
- 飲料用の缶
- 食品用の一斗缶
- 菓子缶 など



ガラス類・陶磁器類



電池・蛍光管・廃油

- 乾電池
- 蛍光管
- 石油類
- 工業薬品
- 印刷用インク
- 現像液
- 農薬
- 中身の入った塗料・スプレー缶など



建築廃材

- 柱、床材、壁材
- パレット
- 土砂
- ブロック
- 瓦 など



その他

- ソファ
- マットレス
- 農業用機械
- ガスボンベ
- バッテリー など



受入れ不可

産業廃棄物

産業廃棄物処理業者へ

廃プラスチック類・ペットボトル

- ビニール製品 (梱包材、クリアファイル、ホースなど)
- CD・DVD・ビデオテープ
- プラスチック製品 (ボールペンなど)
- ラップ・トレー
- 弁当・カップめんのプラスチック容器
- 発泡スチロール・PPバンド
- ペットボトル など



化学繊維製品

- 合成繊維
- ぬいぐるみ など



電化製品・エアコン・パソコン

- 家電リサイクル対象商品 (冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコン)
- カメラ
- 電話
- コピー機・プリンター
- 掃除機・扇風機
- パソコン など



佐賀市内の事業者のみなさまへ



事業活動に伴って生じる廃棄物は、**事業系一般廃棄物**と**産業廃棄物**に分別する必要があります、家庭から出るごみとは分別方法や処理先が異なります。

排出事業者の責務

自己処理責任

3Rの推進

市施策への協力

CHECK 事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。

- 廃棄物処理法では、排出事業者は事業活動に伴い生じた廃棄物を、排出事業者が責任を持って適正処理をしなければならないと定められています。
- その処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に処理されるまで（最終処分または再生）の責任を排出事業者は負わなければなりません。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物は、適正に処理するために、**事業系一般廃棄物**と**産業廃棄物**にきちんと分別しましょう。

処理方法

事業系一般廃棄物の処理方法

市の処理施設へ自ら持ち込む	<p>受入れ基準は裏面で確認をし、分別をお願いします。 [受付時間] ※土曜・祝日・年末は予約が必要です。</p> <p>佐賀市清掃工場（佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地） 月曜～金曜8時30分～17時（祝日も同じ） 土曜8時30分～12時（祝日も同じ） 日曜 休み</p> <p>佐賀市清掃工場南部中継所（佐賀市川副町大字犬井道5727番地） 月曜～金曜8時30分～11時30分、13時～16時30分（祝日も同じ） 土曜8時30分～11時30分（祝日も同じ） 日曜 休み</p>
一般廃棄物の許可業者に収集・運搬を依頼する	佐賀市の収集運搬許可業者について詳しくは、佐賀市のホームページで確認してください。

<https://www.city.saga.lg.jp/main/2328.html>

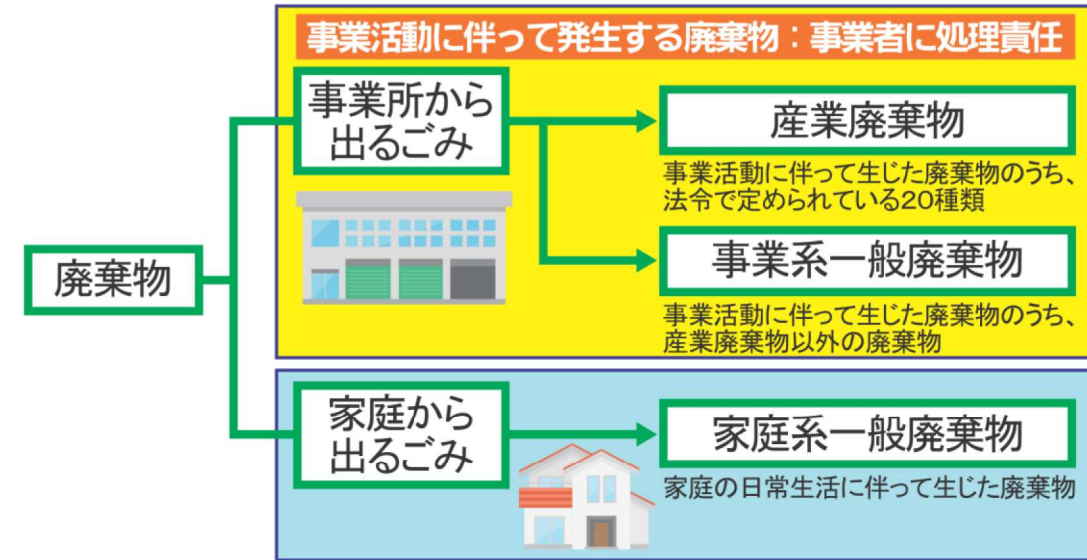
産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の許可業者に収集・運搬・処分を委託する	詳しくは佐賀県(循環型社会推進課)のホームページで確認してください。
--------------------------	------------------------------------

CHECK 佐賀市清掃工場は一般廃棄物処理施設であるため、**産業廃棄物を受入れることはできませんが、施設の運営に支障のない範囲で産業廃棄物も受入れをしています。（裏面参照）**

廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類を**産業廃棄物**と定め、それ以外を**一般廃棄物**としています。



産業廃棄物の種類 ※一部を除き以下のものは佐賀市清掃工場では受入れできません。

あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

特定の事業活動に伴う産業廃棄物

⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
⑭木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業を含む）、パルプ製造業等から生ずる木材片等、貨物流通用のパレット等
⑮繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）による繊維くず
⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物
⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

産業廃棄物処理物

⑳産業廃棄物処理物（政令2条13号に定める）	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの
------------------------	----------------------------

◎ごみの分別など、ご不明なことがあれば、お気軽にお問合せください。
佐賀市清掃工場 ☎0952-30-2430（月曜～金曜 8時30分～17時）